

国土交通省告示第五百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。</p> <p>イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。</p> <p>(略)</p> <p>製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項(免震材料(出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認しているものに限る。以下ト及びチにおいて同じ。))にあつては、発注者又は発注者が指定する第三者が、製品について、所定の性能を満たしていることを確認するために必要な事項を含む。)が社内規格に定められていること。</p> <p>(略)</p> <p>ロ〜ハ (略)</p> <p>ト 製品の管理(製品の品質及び検査結果に関する事項(免震材料にあつては、検査結果の信頼性及び正確性を確認するために必要な事項を含む。))を含む。)、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。</p> <p>チ 免震材料については、製品の検査結果について改ざん防止のための措置が講じられていること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。</p> <p>イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。</p> <p>(略)</p> <p>製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること。</p> <p>(略)</p> <p>ロ〜ハ (略)</p> <p>ト 製品の管理(製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。)、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

第二条 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条第二号の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、法第六十八条の二十五の規定の例により行うことができる。

### (経過措置)

第三条 平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる免震材料（出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認しているものに限る。以下同じ。）のうち、この告示の施行前に法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた免震材料は、令和三年四月一

日以降は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項各号に適合するもの限り、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。